

さいたま市消防局訓令第8号

さいたま市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

さいたま市消防通信規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防通信規程（平成16年さいたま市消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防緊急情報システム 通信設備、指令管制システム、情報管理システム、警防本部・署隊本部運用支援システム及び映像伝送システムにより構成され、通信回線等により情報を発信し、若しくは受信し、又は情報処理を行うことにより消防事務を処理するためのシステムの総称をいう。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 災害情報通知システム 指令管制システムのうち、消防職員（以下「職員」という。）及び消防団員（以下「団員」という。）の携帯電話等へ電気通信回線を通じて災害情報等を送信するシステムをいう。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 警防本部・署隊本部運用支援システム 震災及び風水害の発生時における警防本部及び署隊本部の運用並びに消防特別警戒の実施時における局消防特別警戒本部及び署消防特別警戒本部の運用を支援するシステムをいう。</p> <p>(9) <u>映像伝送システム 消防用高所カメラシステム及び衛星通信システムの総称をいう。</u></p> <p>(10) <u>消防用高所カメラシステム 消防用高所カメラにより、消防局庁舎及び消防署への映像伝送を行うシステムをいう。</u></p> <p>(11) <u>衛星通信システム 衛星通信により、他機関との映像伝送を行うシステムをいう。</u></p> <p>(12) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防緊急情報システム 通信設備、指令管制システム、情報管理システム、警防本部・署隊本部運用支援システム及び画像伝送システムにより構成され、通信回線等により情報を発信し、若しくは受信し、又は情報処理を行うことにより消防事務を処理するためのシステムの総称をいう。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 災害情報通知システム 指令管制システムのうち、消防職員（以下「職員」という。）及び消防団員（以下「団員」という。）の携帯電話等へ電気通信回線を通じて災害情報等を送信するシステムをいう。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 警防本部・署隊本部運用支援システム <u>消防局及び消防署に設置し、震災及び風水害の発生時における警防本部及び署隊本部の運用並びに消防特別警戒の実施時における局消防特別警戒本部及び署消防特別警戒本部の運用を支援するシステムをいう。</u></p> <p>(9) <u>画像伝送システム 衛星通信及び消防用高所カメラにより、他機関への画像伝送を行うシステムをいう。</u></p> <p>(10) [略]</p>

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) 火災報知専用電話 通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) 地球局 映像伝送及び関係機関との衛星通信を行うための無線局をいう。

(28) [略]

(29) [略]

(目的外の使用禁止)

第4条 職員は、消防緊急情報システム及び各種情報を災害活動その他の消防業務以外の目的に使用してはならない。

2 [略]

(指令管制システムの取扱い)

第12条 指令管制員は、次に掲げるところにより指令管制システムを取り扱うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 火災報知専用電話で通報が途切れたとき又は通報内容が不明なときは、通報者へ架電し、通報内容を確認すること。

(4) [略]

(車載端末装置等の取扱い)

第14条 車載端末装置、災害情報通知システム、警防本部・署隊本部運用支援システム及び映像伝送システムの取扱いについては、それぞれ別に定める。

(無線局の開局及び閉局)

第18条 無線局の開局及び閉局は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)～(3) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) 火災報知専用電話 指令センターへ119番で災害を通報する電話をいう。

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) 地球局 画像伝送及び関係機関との衛星通信を行うための無線局をいう。

(26) [略]

(27) [略]

(目的外の使用禁止)

第4条 職員は、消防緊急情報システム及び各種情報を災害活動その他消防業務以外の目的に使用してはならない。

2 [略]

(指令管制システムの取扱い)

第12条 指令管制員は、次に掲げるところにより指令管制システムを取り扱うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 火災報知専用電話で通報が途切れたとき又は通報内容が不明なときは、着信回線の呼び返し又は保留操作を行い、通報内容を確認すること。

(4) [略]

(車載端末装置等の取扱い)

第14条 車載端末装置、災害情報通知システム、警防本部・署隊本部運用支援システム及び画像伝送システムの取扱いについては、それぞれ別に定める。

(無線局の開局及び閉局)

第18条 無線局の開局及び閉局は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 可搬型の地球局は、必要があるときのみ開局

2 [略]

(管理者)

第31条 消防緊急情報システムの適正な管理及び運用を行うため、総務部、予防部及び警防部並びに署所にシステム管理者（以下「管理者」という。）を置き、課長、室長又は出張所長をもって充てる。

2～4 [略]

(無線従事者の報告及び選解任)

第42条 [略]

2 署長等は、無線従事者の資格に関する事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに指令課長に報告するものとする。

(1) [略]

(2) 無線従事者の免許を有している職員が入職し、又は退職したとき。

(3) [略]

(4) 無線従事者の免許を有している職員が自己の無線従事者の免許証を汚し、破り、又は失ったために免許証の再交付を受けたとき。

3 [略]

4 消防団長は、無線従事者の資格に関する事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに消防局長に報告するものとする。

(1) [略]

(2) 無線従事者の免許を有している団員が入団又は退団したとき。

(3) [略]

(4) 無線従事者の免許を有している団員が自己の無線従事者の免許証を汚し、破り、又は失ったために免許証の再交付を受けたとき。

5 [略]

別表第1（第2条関係）

移動局の種別区分表

種別	内容
[略]	
卓上型可搬移動無線局	[略]
署活動用無線局	[略]
防災相互波用車載型無線局	消防車両その他の車両に設置して、関係機関との通信を行う無線局で、送信出力が10Wのもの
[略]	

するものとする。

2 [略]

(管理者)

第31条 消防緊急情報システムの適正な管理及び運用を行うため、総務部、予防部及び警防部並びに署所にシステム管理者（以下「管理者」という。）を置き、課長並びに室長又は出張所長をもって充てる。

2～4 [略]

(無線従事者の報告及び選解任)

第42条 [略]

2 署長等は、無線従事者の資格に関する事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに指令課長に報告するものとする。

(1) [略]

(2) 無線従事者の免許を有している職員が退職したとき。

(3) [略]

3 [略]

4 消防団長は、無線従事者の資格に関する事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに消防局長に報告するものとする。

(1) [略]

(2) 無線従事者の免許を有している団員が退団したとき。

(3) [略]

5 [略]

別表第1（第2条関係）

移動局の種別区分表

種別	内容
[略]	
卓上型固定移動無線局	[略]
署活動用無線局	[略]
[略]	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。